

番号	6
措置の名称	条例による事務処理の特例に関する通知の発出
措置の内容	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 に規定する条例による事務処理の特例に関し、条例において、市町村が処理することとなる事務の範囲及び対象となる市町村を明確に規定することにより、道の判断により地域の実情に応じて、特定の市町村に対して包括的に事務を移譲することは可能である旨、北海道総合政策部長あてに条例による事務処理の特例制度の運用について（平成 21 年 4 月 1 日付け総行行第 38 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	総務省